# 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家利用細則

制定 令和7年8月1日

## (趣旨)

第1条 国立三瓶青少年交流の家(以下「当所」という。)の利用に関しては、独立行政法 人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」という。)に定めるもののほか、こ の細則に定めるところによる。

#### (個人利用の範囲)

- 第2条 利用規則第2条第3項の規定に定める個人で施設を利用することができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 研修・利用・調査研究に関する相談を行うとき。
  - 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行うとき。
  - 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行うとき。
  - 四 その他所長が適当と認めるとき。

#### (利用の申込み)

第3条 当所を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を次の表に定める受付期間内に所長に提出するものとする。

区分	受付期間
宿泊利用	前年度の7月1日から利用日の14日前までに予約した日から別に
	定める日までとする。
日帰り利用	利用日の1か月前以降に予約した日から当日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校の教育課程による宿泊を伴うとき、県又は市町村の主 催事業による宿泊を伴う利用のとき等は、受付期間前に先行予約申込みをすることがで きる。
- 3 前項の先行予約申込みについては、所長が別に定める。

#### (利用の承諾)

第4条 所長は、利用申込みがあったときは、国立三瓶青少年交流の家利用申込審査要領に基づいて審査を行うとともに、施設・設備の状況、従来の利用状況、その他諸般の事情を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 所長は、利用の諾否を決定するに当たって、必要に応じて活動計画について指導及び 助言を行うこととする。

#### (利用承諾の取消し)

- 第5条 所長は、当所を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規 定する利用の承諾を取り消すことができる。
  - 一 第6条各号の規定に違反するおそれがあるとき。
  - 二 第13条第1項の規定に抵触したとき。
  - 三 その他所長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消しの前提となった活動等が重大 又は悪質なものであると所長が認めたときは、利用申込みの受付を制限することができ る。

#### (禁止事項)

- 第6条 利用者は、当所において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 特定の政党を支持・反対するための政治教育その他の政治的活動
  - 二 特定の宗教を支持・反対するための宗教教育その他の宗教的活動
  - 三 その他施設の設置目的に反する活動や他の団体の活動への妨げになる活動、法令違 反、公序良俗に反する活動、施設のイメージを損なうおそれのある活動

#### (利用者の入・退所等)

- 第7条 利用者の入・退所時間は、原則として9時30分から16時30分までの間とする。
- 2 利用者は、当所の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

#### (標準生活時間)

- 第8条 利用者は、所長が定める標準生活時間(別表)により生活するものとする。ただし、学習時間の確保等特別な事由があると所長が認めたときは、この限りではない。
- 2 前項の標準生活時間の中には、つどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

## (宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

#### (食事等)

- 第10条 利用者の食事は、当所が委託する食堂業者が提供する食事を摂るものとする。 ただし、特別の理由があると所長が認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

## (飲酒及び喫煙)

- 第11条 利用者の飲酒は、所長が別に定める基準に従うものとする。
- 2 利用者は、館内で喫煙してはならない。ただし、屋外の所定の場所で喫煙することができる。

# (破損亡失の弁償責任)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により当所の施設・設備等を破損又は亡失したときは、その弁償の責めを負うものとする。

## (諸規則の遵守等)

- 第13条 利用者は、当所の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。
- 2 所長は、前項又は利用規則第6条各号の規定に違反した者に対して、退所を命じることができる。

# (雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

#### (附則)

この細則は、令和7年8月1日から施行し、国立三瓶青少年交流の家利用細則(令和5年7月11日制定)は廃止する。

別 表

# 標 準 生 活 時 間

	7:30 19:00 22:00	22:30
起 朝食 昼食   財のつどい 入所手続き(9:30~16:30)   水のつどい 退所点検   研修活動	夕食   入 浴   就寝準備   研修活動	就